

大阪市条例第12号

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年大阪市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項並びに第19条第3項の規定に基づき、職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定めるものとする。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項並びに第19条第3項の規定に基づき、職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該監督業務を行う者（以下「<u>布設工事監督者</u>」という。）の資格並びに水道技術管理者の資格を定めるものとする。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において<u>衛生工学又は水道工学に関する学</u>科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u></p>

下「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」と

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

[新設]

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当す

いう。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業をした者にあつては2年以上、第2号に規定する卒業をした者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号に規定する卒業をした者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の事務に従事した経験を有する者に限る。）

る課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

[新設]

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業をした者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する実務に従事した経験の最低限度の年数（以下「最低経験年数」という。）以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する実務に従事した経験の最低限度の年数（以下「最低経験年数」という。）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

[新設]

（水道技術管理者の資格）

第5条 [同左]

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号及び第4号において同じ。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号、第4号及び第5号において同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

[(3) 略]

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号及び第5号において同じ。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

[(3) 同左]

(4) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、

<p>医学及び薬学<u>の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号、第2号又は前号に規定する課程に相当する課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>[(6) 略]</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者</u>であって、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>医学及び薬学<u>に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程にあつては、修了した後</u>）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>[(6) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線</p>	

は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。